

# 日本学生支援機構貸与奨学金 「在学猶予願」の提出について

## 1. 「在学猶予願（在学届）」の提出

日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）が貸与終了となった方で、本学に在籍されている方は、「在学猶予願」を提出することで、返還期限の猶予を申請することができます。

猶予を希望される方は、日本学生支援機構ホームページの「在学猶予」のページを参照の上、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願（在学届）」を提出してください。

提出しない場合、在学中であっても貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）より返還開始となりますので注意してください。

なお、リレー口座未加入者は加入した上で手続きを行ってください。

### ●日本学生支援機構ホームページの【在学猶予】のページ及び周知チラシ

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku\\_yuyo.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku_yuyo.html)



※スカラネットパーソナルに新規登録が未済の方は右のQRコードから登録。

### 【在学猶予願の届出が必要な場合】

#### (1) 進学した場合

入学後速やかに在学猶予願（在学届）を提出してください。

奨学生採用候補者（予約採用）が申込時（または「進学届」提出時）に、以前に貸与を受けた奨学生番号を入力した場合、在学猶予の手続きは不要です。（入力により在学猶予が適用されます。）

※番号の誤入力等により在学猶予が適用されないときは、手続きを行ってください。

※他の団体から支援を受ける等の理由により、在学猶予をせずに返還を希望する場合は、「進学届」提出と同時に書面で学校を通じて本機構へ届け出てください。

ただし、在学猶予をしない場合、第二種奨学金の返還には利息がかかります。

#### (2) 留年・休学（卒業予定期の延長）した場合

最終学年で留年や休学（卒業予定期の延長）を事由に在学猶予の手続きをする場合、必ず1年毎に提出してください。後日、卒業・退学等が判明して、遡って在学猶予期間を短縮しないためにもご留意ください。

#### (3) 奨学金を辞退（廃止）した場合

在学猶予願（在学届）を提出することにより、卒業予定期まで返還期限が猶予されます。

2. 在学猶予願入力期限（令和8年度から在学猶予の対象となる方）

**2026年5月15日（金）まで**

**※注意事項**

以下の①、②の学生はスカラネット・パーソナルからの在学猶予願の提出を令和8年4月11日（土）以降に行ってください。

- ① 令和8年3月までの在学猶予が適用されており、令和7年度中に留年・休学（卒業予定時期の延長）が確定したため、在学猶予の適用期間が延長となる学生等
- ② 令和8年3月までで奨学金の貸与を辞退または廃止（「継続願」（適格認定）による貸与終了者を含む。）となる学生等

なお、既に貸与終了時から6か月を経過（据置期間が終了）し返還開始となっている学生は、日本学生支援機構による在学猶予の処理が終わるまで請求（引落し）は止まりませんので、上記入力期限にかかわらず、早急に提出・報告してください。

3. 入力に必要な学校番号・区分

学校番号（6桁）	104015
区分（2桁）	00
学校名（全角カタカナ）	トウキョウカイヨウ
学校名（漢字）	東京海洋

4. お問い合わせ先

【品川地区】：〒108-8477 東京都港区港南4-5-7  
東京海洋大学学生サービス課奨学係（Tel03-5463-0434）

【越中島地区】：〒135-8533 東京都江東区越中島2-1-6  
東京海洋大学 越中島地区事務室 学生支援係（Tel03-5245-7317）